

1. 平成18年度に機構が実施した短期大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、公・私立短期大学からの求めに応じて、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「短期大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 短期大学機関別認証評価に関して、機構が定める短期大学評価基準（以下「短期大学評価基準」という。）に基づいて、短期大学を定期的に評価することにより、短期大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として短期大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、公・私立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象短期大学の状況に応じた評価部会を編成し、評価を実施しました。

評価部会には、各短期大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 短期大学における自己評価

短期大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、短期大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにしました。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく「基本的な観点」及び短期大学が独自に設定した観点的分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行いました。

- ② 基準を満たしているが、改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘も行いました。
- ③ 短期大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、機関としての短期大学が当機構の短期大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表しました。（一つでも満たしていない基準があれば、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表することとしています。）

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、自己評価実施要項に基づき、短期大学が作成した自己評価書（短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成17年7月から8月にかけて、公・私立短期大学の関係者に対し、機関別認証評価の仕組み、方法などについて説明会を実施しました。
- (2) 機構は、平成17年9月から10月にかけて、以下の1短期大学の申請を受け、評価を実施することとなりました。
 - 公立短期大学（1短期大学）
川崎市立看護短期大学
- (3) 機構は、平成17年12月に公・私立短期大学の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成18年6月末に、対象短期大学から自己評価書の提出を受けました。
- (5) 機構は、平成18年7月に評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、短期大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

※自己評価書提出後の対象短期大学の評価は、次のとおり実施しました。

7月	書面調査の実施 評価部会、財務専門部会の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月	財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理及び訪問調査での確認事項の決定）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
10月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象短期大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (6) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成19年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(7) 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、平成19年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成18年度に認証評価を実施した1短期大学は、機構の定める短期大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

7 短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成19年3月現在）

（1）短期大学機関別認証評価委員会

大 竹 美登利	東京学芸大学教授
大 塚 雄 作	京都大学教授
大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学副学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
◎上 條 宏 之	長野県短期大学長
岸 井 勇 雄	県立新潟女子短期大学長
小 舘 静 枝	小田原女子短期大学長
澤 井 昭 男	福島学院大学教授、前山形県立米沢女子短期大学長
清 水 一 彦	筑波大学教授
関 根 秀 和	大阪女学院大学長・短期大学長
舘 昭	桜美林大学教授
平 山 朝 子	岐阜県立看護大学長
誉 田 慶 信	岩手県立大学盛岡短期大学部教授（平成19年1月31日まで）
○森 脇 道 子	自由が丘産能短期大学長
山 内 昭 人	学校法人山内学園理事長
山 内 芳 文	筑波大学教授
吉 田 文	メディア教育開発センター教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

※ 役職の後の〔 〕は、年度途中で委員の異動があったための付記

(2) 短期大学機関別認証評価委員会評価部会

安部 恵美子	長崎短期大学長
江角 弘道	島根県立看護短期大学専攻科長
金川 克子	石川県立看護大学大学院看護学研究科長、前石川県立看護大学長
○新道 幸恵	青森県立保健大学長
◎平山 朝子	岐阜県立看護大学長
村山 正博	聖マリアンナ医科大学名誉教授
山内 芳文	筑波大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会

大野 博之	国際学院埼玉短期大学副学長
○澤井 昭男	福島学院大学教授、前山形県立米沢女子短期大学長
◎清水 秀雄	公認会計士、税理士
和田 義博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長